不利益処分一覧表

(令和5年(2023年)4月1日作成)

[所管:都市計画推進部 都市整備課]

No	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	土地区画整理法	41-1、41-3	賦課金等の滞納処分(土地区画整理組合)	В
2	土地区画整理法	76	建築行為等の制限	В
3	土地区画整理法	124-1	処分の取消し、変更若しくは停止又は工事 の中止若しくは変更(個人施行者)	В
4	土地区画整理法	124-2	施行の認可の取消し(個人施行者)	В
5	土地区画整理法	125-1, 125-2, 125-3	処分の取消し、変更若しくは停止又は工事 の中止若しくは変更(区画整理組合)	В
6	土地区画整理法	125-4	設立の認可の取消し(区画整理組合)	В
7	マンションの建 替え等の円滑化 に関する法律	98-3	処分の取消し、変更若しくは停止又は工事 の中止若しくは変更(マンション建替組 合)	В
8	マンションの建 替え等の円滑化 に関する法律	98-4	設立の認可の取消し(マンション建替組合)	В
9	マンションの建 替え等の円滑化 に関する法律	98-7	議決等の取消し(マンション建替組合)	В
10	マンションの建 替え等の円滑化 に関する法律	99-1	処分の取消し、変更若しくは停止又は工事 の中止若しくは変更(個人施行者)	В
11	マンションの建 替え等の円滑化 に関する法律	99-2	施行の認可の取消し(個人施行者)	В
12	マンションの建 替え等の円滑化 に関する法律	161-4	組合の認可の取消し(マンション敷地売却組合)	В
13	マンションの建 替え等の円滑化 に関する法律	161-7	議決等の取消し(マンション敷地売却組合)	В

処 分 名		賦課金等の滞納処分 (土地区画整理組合)
根拠	法令及び条項	土地区画整理法第41条第1項、第3項
所管部	祁課(室)係名	都市計画推進部 都市整備課 南部整備係
	関係条項	地方税法第 68 条
		1. 土地区画整理法第 41 条第 1 項、第 3 項に定めるとおり。
処		
分	基準	
基		
準		
	参考事項	
	備考	

処 分 名		建築行為等の制限
根拠	法令及び条項	土地区画整理法第 76 条
所管部	部課(室)係名	都市計画推進部 都市整備課 南部整備係
	関係条項	地方自治法第 252 条の 22 地方自治法施行令第 174 条の 49 の 18
如 分 基 準	基準	1. 土地区画整理法第76条に定めるとおり。
	参考事項	
備考		

処 分 名		処分の取消し、変更若しくは停止又は工事の中止若しくは変更 (個人施行者)
根拠法令及び条項		土地区画整理法第 124 条第 1 項
所管部	『課(室)係名	都市計画推進部 都市整備課 南部整備係
	関係条項	地方自治法第 252 条の 22
		地方自治法施行令第 174 条の 49 の 18
		1. 土地区画整理法第 124 条第 1 項に定めるとおり。
処		
分		
	基準	
基		
準		
	参考事項	
	備考	

処 分 名		施行の認可の取消し(個人施行者)
根拠法令及び条項		土地区画整理法第 124 条第 2 項
所管部	祁課(室)係名	都市計画推進部 都市整備課 南部整備係
	関係条項	地方自治法第 252 条の 22
		地方自治法施行令第 174 条の 49 の 18
		1. 土地区画整理法第 124 条第 2 項に定めるとおり。
処		
分		
	基準	
基		
왤		
	参考事項	
	備考	

処 分 名		処分の取消し、変更若しくは停止又は工事の中止若しくは変更 (区画整理組合)
根拠法令及び条項		土地区画整理法第125条第1項、第2項、第3項
所管部	『課(室)係名	都市計画推進部 都市整備課 南部整備係
	関係条項	地方自治法第 252 条の 22 地方自治法施行令第 174 条の 49 の 18
		1. 土地区画整理法第 125 条第 1 項、第 2 項、第 3 項に定めるとおり。
処		
分	基準	
基	Æ +	
準		
	参考事項	
備考		

処 分 名		設立の認可の取消し (区画整理組合)
根拠法令及び条項		土地区画整理法第 125 条第 4 項
所管部	『課(室)係名	都市計画推進部 都市整備課 南部整備係
	関係条項	地方自治法第 252 条の 22 地方自治法施行令第 174 条の 49 の 18
		1. 土地区画整理法第 125 条第 3 項、第 4 項に定めるとおり。
処		
分		
基	基準	
準		
	参考事項	
備考		

様式B-2 不利益処分の処分基準

処 分 名		処分の取消し、変更若しくは停止又は工事の中止若しくは変更 (マンション建替組合)
根拠法令及び条項		マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第98条第3項
所管部	『課(室)係名	都市計画推進部 都市整備課 北部整備係
	関係条項	
		1. マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第 98 条に定めるとおり。
処		
分	基準	
基		
準		
	参考事項	
備考		

処 分 名		設立の認可の取消し (マンション建替組合)
根拠法令及び条項		マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第98条第4項
所管部	祁課(室)係名	都市計画推進部 都市整備課 北部整備係
	関係条項	
処		1. マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第 98 条に定めるとおり。
分	基準	
基		
準		
	参考事項	
備考		

処 分 名		議決等の取消し (マンション建替組合)
根拠	法令及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第98条第7項
所管部	『課(室)係名	都市計画推進部 都市整備課 北部整備係
	関係条項	
		1. マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第 98 条に定めるとおり。
処		
分	基 準	
基		
準		
	参考事項	
備考		

処 分 名		処分の取消し、変更若しくは停止又は工事の中止若しくは変更(個人 施行者)
根拠法令及び条項		マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第99条第1項
所管部	部課(室)係名	都市計画推進部 都市整備課 北部整備係
	関係条項	
		1. マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第 99 条に定めるとおり。
処		
分	基準	
基		
準		
	参考事項	
備考		

処 分 名		施行の認可の取消し(個人施行者)
根拠法令及び条項		マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第99条第2項
所管部	部課(室)係名	都市計画推進部 都市整備課 北部整備係
	関係条項	
処		1. マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第 99 条に定めるとおり。
分	基準	
基		
淫售		
	参考事項	
備考		

処 分 名		組合の認可の取消し(マンション敷地売却組合)
根拠法令及び条項		マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第161条第4項
所管部課(室)係名		都市計画推進部 都市整備課 北部整備係
	関係条項	
		1. マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第161条に定めるとおり。
処		
分	基準	
基		
準		
	参考事項	
備考		

処 分 名		議決等の取消し(マンション敷地売却組合)
根拠法令及び条項		マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第161条第7項
所管部課 (室) 係名		都市計画推進部 都市整備課 北部整備係
	関係条項	
		1. マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第 161 条第 7 項に定めるとおり。
処		
分	基準	
基		
準		
	参考事項	
備考		